

刑弁人情酒場

「旅は道連れ世は情け」。人生は出会った者同士の助け合い。

分かち合えば喜びは倍増し、悲しみは半減する。

こは、弁護人がその任を終えた後も、人と人として元被疑者・被告人・少年とつながったり向き合ったりする中で、得たもの・気づいたことを語る、ほろ酔いの場所です。

3 軒目

「つながる」想い

田中 拓 たなか ひらく 香川県弁護士会

訪問者たち

事務所に元少年の出入りがある。アポをとって来る子は少ない。訪問や連絡はいつも突然だ。

たとえば、フルフェイスヘルメットを被ったままスマートフォンを押すWくん。事務局などが対応するとギョツとなる。彼はかつて、実況見分調書の指差し写真でいわゆるヤンキー座りをして決め顔で撮影されていた。親護措置手続で暴れて家裁書記官を蹴ったので(これは事件送致されなかった)、審判は鑑別所へ出張して行われた(もちろん、審判後も鑑別所で暴れた)。少年院に行っても、その元気は変わらなかった。出院後、職場で困ったり、失敗したけどうまく再就職できたりしたときなどに連絡や訪問がある。警察にも裁判所にも強気な彼も、訪問時に一緒に昼飯に出た際、官庁街の定食屋でスーツ姿のサラリーマンに囲まれると、緊張するのか、途端に口数が少なくなり固くなる可愛らしさがある。

十代でどっぷり薬物にはまっていたDくんは、ひと頃、わが身が危なくなると連絡してきていた。「先生、シャブって何日くらいで抜けるんすか?」という電話を受けたこともある。しかし、最近は落ち着いたので、相談も「職場でトラブルになって辞めることになったけど、どう交渉したらいい?」などという程々なもの(?)になっている。ちゃんと助言を聞き、喧嘩せずに交渉して解雇予告手当をもらえたりもしている。

特別更新で親護措置を8週とられ、証人尋問を多数したHくんも連絡をくれていた。相付添人が寿司

を握ってくれる夢をみた、出院したら先生たちと寿司を食いたいと言っていた。彼は、出院後、家族と折り合えず、一人どこかの大都会へ出た。でも、困ったとき、困っている誰かが自分のまわりにいるとき、自分の考えや自力で力づくの解決をする前に電話をくれた。ここ何年か連絡がないのは気がかりだけど、誰かほかに相談できる人ができたのだと信じたい。

寿司といえば、逆送されて服役することになったMくんからは、ときどきアマゾンで田中みな実の写真集や漫画本を送ってほしいという連絡や送金がある。刑務所でもアマゾンだと圧倒的に廉価で購入できると彼が教えてくれた。一度大量に送り過ぎて刑務所に注意されたけれど(受け付けられない施設もあると思うので留意されたい)。彼とも、出てきたら一緒に寿司を食う約束がある。こちらは実現したい。

裸足の女神

今、気になっているのはSさん。親しい人間に薬物を教えられ、苦しみ悩んだ。しかし、審判では、薬物事犯ということで典型的に少年院送致となったと感じていた。在院中に面会に行った際、その思いを担当裁判官に伝えといてというので、彼女の審判官だった裁判官に「事件じゃなく、私を見てほしかった」という伝言をした。

彼女は、薬物を教えた人間がいる町を出て、再出発している。出院までにもう一度会いに行く約束していたのに、私のほうの事情で叶わなかった。だから、

縁が切れるかなと思っていた。でも、今でも連絡をくれる。事務所に来てくれて、受付で、「参上!」という可愛らしいメモ書きを残していつくれたこともある。突然の訪問で私は不在だった。どうやら警察署か保護観察所かでの定期的な薬物チェックの帰りだったらしい。きっと彼女は傷ついていたのだろう。そんなときに思い出してくれたのが嬉しい。

私は、ショートメールのやりとりの中で「うまくいつているときは、私のようなおっさんのことは忘れていいからね。しんどいときや困ったときにこそ思い出してくれたら嬉しい」と言っている。彼女からは素直な気持ちが返ってくる。「この季節は1番くすりしていた時期で、匂いとか寒さでフラッシュバックしてしまいます。でも、頑張ってます!」それが言葉にでき、誰かに発することは間違いないいいことだ。

私は私で、おっさんらしく、接見待ちの合間などに、昔の歌を紹介するメールを返したりしている。「B?って知ってる? こないだ久々に聞いてたら、あなたのことを思い出しました。「裸足の女神」とか「Easy come-Easy go」とか、よければYouTubeでも聞いてみてください」とか。

「Oh my 裸足の女神よ キズをかくさないでいいよ 痛みを知るまなざしは 深く澄んでもう萎れることはない」

稲葉さんのカッコいい歌詞のような科白は恥ずかしくて言葉にできないけれど、そうやって、肩ひじ張り過ぎず、過去にとらわれず、自分らしく頑張ってるっていいと伝わればいいと思っている。

つながる、ではなく、つながる

成人の元被疑者・被告人ともつながりはある。でもどこか、元弁護人という建前が出てしまったり、付き合ううえで弁護の際に構築した支援の枠組みや関係性から抜けられなかったりすると思う。

それではいけないんじゃないかと教えてくれたのがGくん。私は、彼の窃盗と無銭飲食詐欺を担当した。行き先もなく家族からも見放された彼を、自立準備ホームを営む支援者につなぎ、情状弁護をした。実刑はやむをえなかったところ、服役中も支援者がつながってくれ、掃住先となってくれた。出所後は、早々に挨拶にも来てくれた。そして、支援を受けて再就職をし、順調に船出した。そんな彼とばったり

街中で会って、頑張ってるね、と話した一両日後、彼は突然いなくなった。見つかったのは隣の警察署で勾留され、支援者に一報が入ったからだ。行方不明後、また窃盗と無銭飲食を重ねていた。

海を渡って面会に行き、接見室で彼がどうして逃げ出したのか尋ねた。再犯防止のために支援者につなげたのに、連携して再出発の支えをしていたのに、どうして、というような思いが顔に出ていたかもしれない。彼は、支援者のことは親戚のおばちゃんのように慕っており、住居や仕事自体が不満だったわけでもない。しかし、ひとところで安定した生活を送る、そのことへの不安、そして、期待されることで受ける、漠然とした逃げ出したい思いが生じたということだった。彼の想いを十分に理解できたわけではない。しかし、私は、弁護人が何かを整えてあげるとか、更生を支援してあげるとかという意識をもつことの傲慢さを感じた。判決後の彼を自分の創った枠組みで捉えるのは誤りだ。ガッカリするものも失礼だ。そんな私の傍らで、支援者は、軽々と彼を受け容れた。再度、情状証人に立ち、服役を支え、迎え入れた。

私は再び、戻ってきた彼と会った。彼が、今度こそ、という想いを持っているのを感じた。しかし、私は、前とは少し違った心持ちで相対した。何かを押しつつけるのではなく、何かを期待するのでもなく、ただ、彼が何かを思っただけ逃げ出したいとき、一言連絡をもらえるようになりたいと思った。

案の定、彼は、その後も行方不明になったり、戻ってきてまた職住が整っても気づくとせつかくの仕事場を辞めていたりしている。まだ、Gくんがそういった行動に出る前に、私に連絡をしてくれることはない。きっと、彼にとってまだ私は「弁護士さん」のままなんだろう。いつか、しんどい、と言いたいとき、思い出してくれるといいなと思う。

少年たちやGくんらが教えてくれたことは、弁護人が支援につなげ(てあげ)ることに意義を感じるのとは自己満足だと自覚しなければならぬということだ。とくに事件終結後はそうだ。誤解を恐れず言えば、そこから逃げ出すことも再犯することも、なんてことない。私にできることは、人と人としてつながっていることくらいで、でもそれが大切で、困ったときや逃げ出したいときに思い出してもらえたら、もうそれで十分なんだと思う。①

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、
多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

「地域別ブロック研修 九州ブロック資料」

※研修資料は、講師の了解が得られていないため、掲載していない。

一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会 九州ブロック専門研修会

開催要綱

1. 開催趣旨

令和3年度で地域生活定着促進事業は、事業開始から12年目を迎えました。

地域生活定着支援センターが、これまで多くの罪に問われた高齢・障害者を地域につなげることができたことは、司法、福祉、医療、その他関係機関、支援者のご理解ご協力のもと、充実した支援体制の構築が図られてきました。

支援対象者一人一人の障害特性や生活の生きづらさに適した支援体制や生活環境を整えることが、地域生活に移行する上で重要な要素となります。そのために私たちは、支援対象者の言葉を聴かなければなりません。しかし、支援対象者の中には抽象的な話が苦手な上手く言語化できない者や、矯正施設入退所を繰り返し生活を立て直す希望を抱けない者もいます。私たちには、支援対象者一人一人が描く“これからの生活イメージ”を一緒に作り、聴く力が求められています。

また、今年度から『被疑者等支援業務』が地域生活定着支援センターの業務に追加され、より早期に支援対象者の今後の生活目標に向けた意思を聴き、地域につなげなければなりません。

そこで、地域の福祉関係者と歩んできた地域生活定着支援センターの12年間を振り返り、この先5年後、10年後に求められる罪に問われた高齢・障害者の支援について考え、必要な支援対象者への支援技術の向上と司法・福祉関係機関の連携の充実を目的に、九州ブロック研修会を開催することになりました。

地域生活定着支援センター及び司法・福祉関係機関を対象とした本研修会が、支援の輪を広げ事業の円滑な遂行に役立つことを期待し、関係機関・事業所等の皆様の積極的なご参加をお願いします。

2. 主催 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
(社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会・沖縄県地域生活定着支援センター)
3. 後援(予定) 福岡矯正管区・九州更生保護委員会・九州地方更生保護施設連盟
4. 日時 第1弾：令和4年2月初旬～同年3月18日(金) オンデマンド配信
⇒配信開始の日程は、専用 URL とともに、申込時に登録していただいたメールアドレスにお知らせいたします。
第2弾：令和4年2月16日(水) 9:10 ～ 12:00 (ライブ研修)
5. 会場 オンライン開催
※本研修会事務局の沖縄県地域生活定着支援センター母体法人の沖縄県社会福祉協議会のYouTubeチャンネルにて配信いたします。
6. 定員 第1弾：オンデマンド配信のため、定員はありません
第2弾：40名(九州ブロック地域生活定着支援センター職員のみ)
7. 参加対象者 全国地域生活定着支援センター協議会会員・刑務所・少年院・少年鑑別所・

8. 参加費 無料

9. プログラム 別紙参照

10.参加申し込み 第1弾：沖縄県社会福祉協議会（沖縄定着母体法人）のホームページにあります『研修会・大会等お申し込みはこちら』内の本研修会申し込みページより、令和4年1月11日（火）午前10時～同年2月28日までにお申し込み下さい。

お申し込みの際に、本研修会の専用 URL や配信開始日程等を送付するために、ご参加される皆様のメールアドレスの記入をお願いしておりますので、ご協力お願いいたします。

第2弾：ご参加される職員のお名前・役職・定着での経験年数をご記入の上、令和4年2月4日（金）までにサイボウズにてお申し込み下さい。

<備考>

- ・本研修（第2弾のみ）は「Zoom」を使用します。
- ・インターネットに接続されたパソコン、タブレットで参加できます。使用する予定のデバイスにあらかじめ、Zoom のアプリをインストール、ダウンロードしてください（インストール、ダウンロードは無料でできます。また最新バージョンをご使用ください）。
- ・参加にかかるデータ通信料は参加者負担となります。ご了承ください。タブレット等の契約プラン内容によってはデータ制限がかかる可能性がありますのでご注意ください。

研修会次第

第1弾 【令和4年2月初旬～同年3月18日（金）】

時 間	プログラム	内 容
5分	開会挨拶	嘉陽 孝治（社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 常務理事）
5分	会長挨拶	高原 伸幸 氏（全国地域生活定着支援センター協議会会長）
80分	講演①	テーマ「地域福祉の強みを活かした地域移行支援 ～地域生活定着支援センターの成果と課題～（仮）」 講師：森久 智江 氏（立命館大学 法学部 教授）
80分	講演②	テーマ「支援対象者の意思決定に基づく支援 ～夢・目標を叶える支援とは～（仮）」 講師：島村 聡 氏（沖縄大学 人文学部 教授）
5分	閉会挨拶	伊良皆 和弘（沖縄県地域生活定着支援センター長）

第2弾 【令和4年2月16日（水）】

時 間	プログラム	内 容
8:50～9:10（20分）	受付	
9:10～9:15（5分）	事務連絡	
9:15～9:20（5分）	開会挨拶	豊留 満代氏 （全国地域生活定着支援センター協議会 九州ブロック長）
9:20～11:50 （150分）※休憩含む	事例検討会	島村 聡氏 （沖縄大学 人文学部 教授）
11:50～11:55 （5分）	閉会挨拶	伊良皆 和弘 （沖縄県地域生活定着支援センター長）
11:55～12:00 （5分）	事務連絡	

一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会 九州ブロック専門研修会

開催要綱

1. 開催趣旨

令和3年度で地域生活定着促進事業は、事業開始から12年目を迎えました。

地域生活定着支援センターが、これまで多くの罪に問われた高齢・障害者を地域につなげることができたことは、司法、福祉、医療、その他関係機関、支援者のご理解ご協力のもと、充実した支援体制の構築が図られてきました。

支援対象者一人一人の障害特性や生活の生きづらさに適した支援体制や生活環境を整えることが、地域生活に移行する上で重要な要素となります。そのために私たちは、支援対象者の言葉を聴かなければなりません。しかし、支援対象者の中には抽象的な話が苦手な上手く言語化できない者や、矯正施設入退所を繰り返し生活を立て直す希望を抱けない者もいます。私たちには、支援対象者一人一人が描く“これからの生活イメージ”を一緒に作り、聴く力が求められています。

また、今年度から『被疑者等支援業務』が地域生活定着支援センターの業務に追加され、より早期に支援対象者の今後の生活目標に向けた意思を聴き、地域につなげなければなりません。

そこで、地域の福祉関係者と歩んできた地域生活定着支援センターの12年間を振り返り、この先5年後、10年後に求められる罪に問われた高齢・障害者の支援について考え、必要な支援対象者への支援技術の向上と司法・福祉関係機関の連携の充実を目的に、九州ブロック研修会を開催することになりました。

地域生活定着支援センター及び司法・福祉関係機関を対象とした本研修会が、支援の輪を広げ事業の円滑な遂行に役立つことを期待し、関係機関・事業所等の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

2. 主催 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
(社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会・沖縄県地域生活定着支援センター)
3. 後援(予定) 福岡矯正管区・九州更生保護委員会・九州地方更生保護施設連盟
4. 日時 令和4年2月初旬～同年3月18日(金) オンデマンド配信
⇒配信開始の日程は、専用 URL とともに、申込時に登録していただいたメールアドレスにお知らせいたします。
5. 会場 オンライン開催
※本研修会事務局の沖縄県地域生活定着支援センター母体法人の沖縄県社会福祉協議会の YouTube チャンネルにて配信いたします。
6. 定員 オンデマンド配信のため、定員はありません
7. 参加対象者 全国地域生活定着支援センター協議会会員・刑務所・少年院・少年鑑別所・保護観察所・更生保護施設・自立準備ホーム・行政機関・医療機関・福祉機関

8. 参加費 無料

9. プログラム 別紙参照

10.参加申し込み 沖縄県社会福祉協議会（沖縄定着母体法人）のホームページにあります『研修会・大会等お申し込みはこちら』内の本研修会申し込みページより、令和4年1月11日（火）午前10時～同年2月28日までにお申し込み下さい。
お申し込みの際に、本研修会の専用URLや配信開始日程等を送付するために、ご参加される皆様のメールアドレスの記入をお願いしておりますので、ご協力お願いいたします。

11.研修会次第

【配信期間：令和4年2月初旬～同年3月18日（金）】

時 間	プログラム	内 容
5分	開会挨拶	嘉陽 孝治（社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 常務理事）
5分	会長挨拶	高原 伸幸 氏（全国地域生活定着支援センター協議会会長）
80分	講演①	テーマ「地域福祉の強みを活かした地域移行支援 ～地域生活定着支援センターの成果と課題～（仮）」 講師：森久 智江 氏（立命館大学 法学部 教授）
80分	講演②	テーマ「支援対象者の意思決定に基づく支援 ～夢・目標を叶える支援とは～（仮）」 講師：島村 聡 氏（沖縄大学 人文学部 教授）
5分	閉会挨拶	伊良皆 和弘（沖縄県地域生活定着支援センター長）

12.本研修会事務局の連絡先

- ・本研修会事務局・沖縄県地域生活定着支援センター
- ・TEL：098-884-2800
- ・担当：橋口

ご不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

「地域別ブロック研修 資料」

編集・発行 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

代表理事 高原 伸幸

〒854-0001 長崎県諫早市福田町 357-1

TEL:0957-23-1332

FAX:0957-24-1330

URL: <http://zenteikyo.org/>

発行日 令和4年3月31日